

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「行動計画」

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること、および女性がその能力を十分に発揮し、幅広く活躍できることを目的に「働きやすい職場環境づくり」を目指し策定したものです。

令和8年4月1日

次世代育成支援対策・女性活躍推進行動計画

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日（10年間）

2. 本会の課題

- (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
管理職に占める比率に男女の差異が生じていること。
- (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
育児休業取得率・取得日数に男女の差異が生じていること。

3. 定量的目標

- (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
管理職に占める女性比率を40.0%とする。
- (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
男性の育児休業取得率を70.0%とする。
月別の平均残業時間を6.0時間とする。

4. 取組内容

- (1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
役職者養成研修の充実を図る。
- (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
育児休業制度を中心に、育児に関する諸制度の案内の充実を図る。
業務内容や業務配分の見直しを図る。

5. 取組の実施時期

令和8年4月1日から実施